

## 規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六十七号

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改める。

第五条第一項第一号中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

第六条第二項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

第十一条中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子福祉資金」に改める。

第二十二条の表第五条第一項第一号の項中「第八条第五項」を「第八条第六項」に、「第三十一条の六第五項」を「第三十一条の六第六項」に改め、同表第六条第二項の項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に、「第三十一条の六第四項」を「第三十一条の六第五項」に改める。

第二十三条の表第五条第一項第一号の項中「第八条第五項」を「第八条第六項」に、「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改め、同表第六条第二項の項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に、「第三十七条第四項」を「第三十七条第五項」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。